

會 報

第642号

2022年3月1日発行

一般社団法人

監査懇話会

編集発行人 太田 剛

<https://kansakonwakai.com>

第343回監査セミナー

2021年12月14日

演 題：監査とは？

講 師：早稲田大学法学学術院教授 尾崎 安央氏

1. 「監査」概念の多義性

(1) 「監査」と「監督」

株主総会は会社の意思決定をする機関、取締役は業務を執行する機関、監査役は業務執行者の業務執行を「監督」する機関という構造は、日本法の株式会社の基本的ガバナンス構造です。そして、1938年改正までは、取締役・監査役は「株主の中より」選出する制度でした。

周知のように、1950（昭和25）年の商法改正により、監査役は会計事項の監査に限定されました。要するに、取締役会が唯一「監督」権限をもつという機関構造になりました。しかし、その後、企業不祥事が発生し、特に巨額の粉飾決算事件などがあり、取締役だけを監督機関とするガバナンス構造に反省が迫られました。1974（昭和49）年商法改正と監査特例法はそのような議論の成果です。すなわち、資本金1億円未満の小規模株式会社を除き、監査役に業務監査権限を復活させたのです。そこに、取締役会の監督機能と並列する監査役の業務監査が生まれたため、監査役の「妥当性監査」を巡って議論がなされるようになりました。一応、監査役の「監査」は適法性監査を行い、妥当性監査は行わないという説明がなされてきたのですが、この点は今なお議論がありうるようです。

(2) 日本における商法上の「監査」の語義

「監査」という語は「監督」と「検査」の合成語であるとの学説があります。すなわち、「監督」機能としての株主の代表者として経営担当者の活動を監督する役割と「検査」機能としての経営結果を判断する株主総会に対して、会計事項について事前チェックをして参考意見を提供する役割が「監査」であるという理解です。この2つの機能をもつ機関が「監査役」であり、その監査役がおこなうものが「監査」であるとされました。世界的には、監督機関と検査機関の分離現象がみられ、会計検査機能は高度の職業的専門家にゆだねる傾向にあるといわれます。また監督機関は業務執行機関の上位に立つ（たとえば取締役の人事権）必要があるとされます。しかし、日本の監査役はどちらでもなく、日本商法の特殊性といわれることもあります。

(3) 「会計監査」概念の純化

当時の証券取引法において、いわゆる「正規の監査」が開始しました（1956年）。ここに「監査」とは、独立した職業的会計専門家が「監査基準」に従い「監査意見を表明」する制度（監査証明）を意味し、いわゆる「言明監査」、経営者が作成したステイメント（財務情報は財務諸表 financial statements を通じてなされます）に対する「監査意見」の表明です。その「監査意見」は独立した第三者（職業的専門家）による、経営者からなされた「言明」に対する評価意見（当該専門家の判断）であり、財務情報に関する経営者の言明に対する公認会計士の適正性に関する意見です。その意見表明の基礎は、会計処理において準拠すべき基準（会計原則・会計基準）に従っていたかどうかであり、重要な事項について全体として適正な表示となっているかどうかポイントとなります。これが企業会計審議会により「監査基準」として決められています。「財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。」「財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。」（以上、現行監査基準第一1）

このような「会計監査」概念が証券取引法・金融商品取引法により「純化」した結果、会計監査とはオーディット audit であるという理解が浸透します。そうなりますと、監査役の会計に関する「監査」との異同が問題となります。特に監査役の資格要件に会計専門家であることが規定されていないとすれば、その監査役が行う「会計の監査」とは何かという疑問はもっともなことです。監査役に audit を法的に要求することは無理という理解は当然でしょう。この問題は、実は、1950（昭和25）年商法改正後の株式会社の監査役監査や有限会社法上の監査役監査に該当し、現行会社法における「会計限定監査役」による監査（389条）にも該当する問題点だといえます。

※【audit と review】

「監査 audit」意見 = 監査基準に従った監査を実施し、その意見は「当該財務諸表等に係る事業年度…の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見」（監査証明令4条1項1号イ（2））が含まれる

「レビュー review」意見（四半期報告諸制度を採用している会社では1Q・2Q・3Q） = 「一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等…の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論」（監査証明令4条1項2号イ（2））

◎その結論部分が「監査」では適正かどうかの積極的意見であるのに対して、「レビュー」では「適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかった」という消極的な「結論」が述べられる点で違いがあるが、いずれについても「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の「準拠性」の確認が共通する基本作業である点で違いがない。

（4）「会計監査人監査」

商法上の制度として会計監査人が登場したのは、1974（昭和49）年のいわゆる監査特例法制定によります。その規定は「商法第281条第1項に掲げるもの（同項第3号及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る）について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない」とするものでした（同法2条。下線は引用者）。会計監査人監査も商法監査の一環だったといえます。そして、「会計監査人の監査の方法及び結果を相当でない」と認めるときは、その旨及び自己の監査の方法の概要又は結果を記載しなければならないと規定されていますので（同法14条2項1号）、どうも、会計監査人監査に対して相当でない」と認めるときは監査役自身が「監査」をするという仕組みだったように思われます。あくまでも監査役が全責任を負い、会計監査人はその「補助者」という位置づけだったように思います。しかし、この不相当とした場合に監査役のする「監査」は audit なのでしょう。素人監査がプロ監査を凌駕するというのでしょうか。どうも、「監査」概念が不徹底だったように思います。あくまでも会計監査人が行うのは商法監査なのですが、それは audit です。それを素人が代わってやることは無理です。したがって、現行会社計算規則127条2号「その旨及びその理由」だけが記載事項になったことは合理的な改正であったと思いますが、「監査」とくに「会計監査」概念は混乱しているように思います。

（5）内部監査という「監査」

最近、内部監査という言葉も人口に膾炙していると思います。しかし、これはマネージメント・ラインにおける自己検証の手法です。監査役の監査とは異質の監査でしょう。しかし、監査と名乗る以上、「第三



者的な運用ができるかがポイントとなります。また、この手法が有効に機能するには、トップマネジメントがその意見に「聞く耳」をもっているかどうかです。当初はトップダウン経営の実効性のチェックのシステムでしたが、経営判断の事前（助言・勧告）・事後（検証）のチェック（たとえばPDCA）にも意義をもつことから、今日、その充実が目立ちます。

2. 監査役監査

（1）「監査」性

①監査の対象

取締役の職務の執行を「監査する」（会社法381条1項）。したがって、監査役の監査対象は「取締役の職務の執行」です。取締役会も「取締役の職務の執行」を対象に「監督」する（会社法362条2項2号）とされていますので、「監査」と「監督」の関係が問題となることはすでに述べた通りです。

②監査報告

（i）株主への報告

監査結果は、監査の経過とともに株主に提供されず（会社法437条、会社法施行規則129条、133条1項1号口など参照）。議案等（会社法施行規則106条）の審査・報告（会社法384条）も監査役の任務です。株主の代表者が取締役と監査役になっていた時代からある、というかそういう時代においてこそ意義があった、監査役の基本的職務であると考えられます。

（ii）取締役会への報告

監査役は取締役会に対して、不正行為等に関する報告が規定されています（会社法382条）。これも監査役の任務ですが、監査ではありません。あくまでも取締役会の監督機能を活性化させる手段です。同様に、取締役会の監督機能を活用する手段として、取締役会招集請求権・招集権（会社法383条2項3項）があります。これも厳密には「監査」ではないと考えられます。

③適法性監査

監査役は、取締役がその職務を遂行しているかどうかを監査します。職務を遂行していないときは任用契約違反ということですので、それは適法性の監査であ

ると理解されます。また取締役がその職務を遂行する際に善良な管理者として注意を尽くしているかどうかのポイントとなりますが（会社・取締役間の法律関係は委任に関する規定に従うとされるからです（会社法330条、民法644条）、任務を怠っていたということは法令違反になります。したがって、これも適法性監査です。取締役は法令・定款・株主総会決議遵守義務があり、かつ、会社のために忠実に職務遂行する義務があります（会社法355条）。これも法令に違反していないかどうかの監査と見れば、適法性監査です。要するに、内部統制構築義務が取締役の職務であるとすれば、その点も善管注意義務履行という観点から監査することができますし、取締役がその権限や地位を濫用し、私的な利益を追求していないかどうか、いわゆる忠実義務違反があるかどうか（会社法355条）も適法性の観点からの監査になります。つまり、「業務監査」とは適法監査であり、その実態は取締役会の「監督」と変わりがないでしょう。したがって、適法性という部分では、理論上、監査と監督とを明確に区別することは難しいと考えられます。

経営判断の妥当性は経営者の専権事項です。しかし、監査のプロセスにおいて、経営判断の妥当性を対象とすることは妨げないと解されます。なぜなら、それができなければ違法行為等を発見できない危険があるからです。監査報告義務は法令定款違反のほか著しく不当なことが含まれますが、それらはいずれも善管注意義務違反の疑いが濃厚な場合の指摘であり、適法性監査の一環であると解されます。

④監査担当者としての基本的属性

(i) 独立性・第三者性

これは、すべての「監査」（内部監査も含む）に共通する基本的属性です。取締役会の監督はその意味では監査ではありません。監査であるためには、あくまでも経営からの独立性を制度的に確保することが必要となりますので、外部者は監査にふさわしいのですが、内部者が「監査」を名乗るときはその独立性を確保しなければなりません（例：内部監査）。会社法上の制度保障としては、監査役の資格要件（会社法335条1項2項）、監査役会設置会社においては社外監査役による独立性の補完（会社法335条3項）があります。また実務上の指針として、監査役監査基準3条1項（独立性の保持・公正不偏の態度・信念に基づく行動）が参考となります。

(ii) 専門性

最近役員専門性への関心が高まっています。コーポレートガバナンス・コードでも「監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである」（原則4-11）とされています。監査役に備わるべき専門性は不明ですが、少なくとも財務・会計に精通することが求められているように思われます。監査役監査が「会計事項に関する監査」がメインであり、公認会計士・監査法人である会計監査

人を監督し連携するうえでの必要な知識・能力であると考えているとはいえるでしょう。また監査役監査基準3条2項は監査の品質向上等に向けた自己研鑽を求め、同条3項は知識の取得、経営課題の認識、経営環境変化の把握などに言及しています。

⑤監査の時期

(i) 期中

取締役の職務執行の監査は決算期に限られません。特に取締役会での意思決定や監督において取締役が善管注意義務を尽くしているかどうかの「監視」は監査役の重要な職務です。したがって、取締役会に出席することの意義は、第一に、取締役会において取締役がその職務（出席し、会社の業務執行の意思決定に参画し、かつ取締役の職務遂行について監督するなど）について、善管注意義務（その地位にあるものとして要求される注意の程度を基準として）を尽くして、遂行しているかどうかを監査することにあります。監査役は必要があれば、その場で意見陳述をする義務もあると規定されていますが（会社法383条）、適法性に関する意見と同様に、経営判断原則に従った意思決定であるかどうかの確認のための質問なども含まれるでしょう。第二に、監査役監査に必要な情報を収集し、他の監査役と情報共有するための出席です。

(ii) 期末

監査役監査の中心はやはり決算監査です。取締役が決算期に作成する各種報告はその期の経営成果等を利害関係者に報告し、信任を得るためと理解されます。経営の委任を受けた取締役からの顛末報告は、その期、取締役が善管注意義務を尽くして経営をしていたことを自己申告するものです。その報告書について、その主要な信任の場である定時株主総会以前に報告書の内容を「監査」し、その結果を株主に報告することが監査役の任務となります。これを検証作業と呼んでいいでしょう。監査役監査とは、この検証機能が重要と考えられます。

⑥「監査」に対するサポート体制

監査役監査をサポートするものとして、第一に、会計監査人がいます。すなわち、監査役は、会社の会計事項に係る監査について「外部監査人」である会計監査人が信頼できるものであるかをチェックしつつ（会社計算規則127条4号、131条）、監査という職務の職業的専門家である「補助者」（委託契約関係）として公認会計士・監査法人を活用し、その監査結果を信頼することができるスキームが会計監査人設置会社に設けられていると考えることができます。したがって、監査役と会計監査人の関係はまずは会計事項に関する監査における連携です（日本監査役協会・日本公認会計士協会による一連の監査役等と監査人との連携に関するレポート等として、「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」（2005年制定・2018年最終改正）、「会計人との連携に関する実務指針」（2006年制定・2018年最終改正）など参照）。第二に、監査役は会計監査人という会計部分について補助してくれる者が善管注意義務を尽くして職務を遂行しているか

どうかを監視し、その監査結果に責任を負わなければなりません。会計監査人に著しい職務怠慢があったときは、監査役はその者を期中でも解任することができます（会社法340条）。会計監査人の人事について監査役が決定することになっています（会社法343条）。この緊張関係も重要です。

制度的サポートとして、内部統制システムが有効に機能しているときは、監査手続において活用することができます。内部統制システムの有効性に関連して、取締役が善管注意義務を尽くして（信頼可能なレベルの）内部統制システムを構築し運用しているかどうか（決議・構築運用状況など）が監査対象となります（日本監査役協会「内部統制システムに係る監査の実施基準」等参照）。金融商品取引法上の内部統制に係る義務履行は取締役らの職務遂行であり、これも監査役は取締役の任務を、善管注意義務を尽くして履行しているかどうかの観点から監査することになります。会社法も監査役監査の実効性確保体制（補助使用人の設置など）は会社法・法務省令で整備する必要があるものとされます（会社法362条4項6号など、会社法施行規則100条3項）。したがって、このような体制整備も取締役の任務と解され、十分な体制を整備するために善管注意義務を尽くしているかという点で、この点も監査対象となると解されます。

前述した内部監査を設けるかどうかは経営者の専権事項とも考えられます。しかし、会社の規模等を前提に内部監査を置かないと全社的に健全かつ効率的な経営ができないと判断される場合には、内部監査の体制を整備しているかどうか善管注意義務の履行という観点から監査することができるでしょう。内部監査が独立性を保障されている限りで、その成果を活用することには意義があり、監査役監査のサポートシステムの一つと考えることもできるでしょう（監査役監査基準37条）。

（2）中立性とその活用

監査役の基本的属性として独立性が求められることから、会社法はその独立性・中立性を活用する規定を置いています。しかし、これも厳密な意味での「監査」ではないものが含まれます。第一に、会社の代表権です（会社法386条）。会社の代表権は取締役または代表取締役・代表執行役にあります（会社法349条）、会社と取締役との間の訴訟において会社を代表する者は監査役設置会社では監査役となります（会社法386条）。第二に、監督者としての行為権限の付与です。たとえば取締役の違法行為等に対する差止請求権です（会社法385条）。これは株主の監督是正権（会社法360条）と競合しますが、監査役を設置することで株主の監督是正権行為による違法行為の差止めよりも実効的な権限行使が期待されるということと理解されます。このほか、株主からの取締役に対する訴訟提起請求の受領（会社法847条1項）等もあります。

これら行為権限（監査役の積極的ガバナンス機能）を活用するために、取締役からの報告（会社法357条）、会計監査人からの報告（会社法397条）が規定されて

います。

このように、監査役の積極的な「行為」に関する権限が増えると、それは「監督」に近づくといえるように思われます。すなわち、会社法上の「監査」はもはや監査役の意見の表明だけでなくなくなったといつてよいのかもしれません。そのように考えますと、監査役の中立性を活用する範囲を広げることの立法論的是非が問題になります。現に、利益相反に関する承認機関としての役割をもたせるべきではないかなどの議論があります。訴訟提起の判断、株主代表訴訟における和解に係る判断、責任の一部免除に係る判断など、重要な判断事項が増えています。

（3）会計に関する監査

監査役による会計に関する監査を改めて考えてみましょう。それは取締役の任務遂行に対する「業務監査」の一環であると考えられます。取締役は、事業年度の業務に関する報告書（年次報告書）を定時株主総会に提出しなければなりません。そこに含まれる会計事項について「監査」しその報告を報告するというのが「監査役監査」の原型であると考えられます。しかし、その「監査」はauditではないことは再三述べた通りです。最近、会計限定監査役の監査内容が問われた事案に対して最高裁の判断が下されました（最高裁第二小法廷判決令和3年7月19日（金融商事判例1629号8頁））。もっとも、監査役として具体的に何を、どのように監査すべきか、という一般化という点では、必ずしも明確にはされていないのですが、会計事項に関する監査とは何かを考える契機を与えてくれたと思います。今日のテーマ設定は、この判決に刺激を受けたこともあります。

「監査役等」が行う「会計」の監査とは何か？

思いますに、会計監査人設置会社では、会計に関する監査は職業的倫理と能力とに裏付けられた公認会計士（監査法人）の監査auditによることになり、そのことに合理性があると考えます。ただし、すでに述べましたように、監査役は会計監査人が業務を適正に遂行する体制（品質管理体制）を整備し、かつ、職業的専門家として監査基準に従った監査を善管注意義務を尽くして行っているかを「監視」しなければなりません。信頼できるときに初めて会計監査人の監査結果（「会計監査報告」）を信頼する権利が生まれると考えられます。

それでは、会計監査人非設置会社ではどうか。任意に「会計監査」を受ける場合は別として、監査役自身が「会計事項についての監査」をしなければなりません。再三述べますように、それは「所詮、素人監査」であり、ほとんどの場合「会計監査audit」ではないと考えられます。非公開会社の場合は「会計限定監査役」を置くこともできますので、その「会計事項に関する監査」の内容が問題となります。

3. 監査等委員会監査・監査委員会監査

最後に、監査等委員・監査委員の「監査」について、若干の言及をしておきます。

監査等委員や監査委員は、監査役会設置会社の監査役と同様の機能を果たすとともに、取締役でもあることから取締役会構成員としての機能も果たさなければなりません。前者については監査役にならった制度設計がなされていますが、後者の部分で、たとえば「妥当性」に関する意見は、むしろ発言する必要があるといえます。「業務執行に係る意思決定機関」構成員だからです。

その者らに期待されるのは、社外取締役としての役割、あるいは独立取締役としての役割かです。最近では、「独立社外取締役」と一括されることが少なくありませんが（コーポレートガバナンス・コード原則47など）、会社法では「社外取締役」概念に拠っています（会社法2条15号参照）。取締役会の監督機能の実効性向上、中立性から利益相反などの判断をするなどに期待がなされていると解されます。監査という点に関しては、監査等委員会と監査委員会は、「監査」

機関なのか、取締役会の「監督」の一部を特化して行っているのかという疑問があります。大差はないことかもしれませんが、監査役（会）設置会社との違いをどこまで意識して議論すべきか、という問題です。すなわち、監査等委員や監査委員の行っている行為は「監査」なのですか、という問いです。

おわりに

監査役が任務として行っていることが監査なのだ、というのが最もシンプルな答えでしょう。しかし、そもそも「監査とは何か？」ということを考えるとき、「監査」と呼ばれるものに共通する要素と、「〇〇監査」に固有の問題とを区別することに意義があるとするれば、「監査」概念を今一度考えてみるのも有意義ではないかと思えます。

（本要旨は講師の尾崎安央先生からご寄稿いただきました）

第782回講演会

2022年1月18日

演 題：2022年の日本経済の展望

講 師：第一生命経済研究所首席エコノミスト 熊野 英生氏

※講演では多数の表、グラフなどを用いましたが、文中では割愛しました。HPの「資料：★熊野先生レジュメ」をご参照ください。

《2022年の景気シナリオはオミクロン株の動向に左右される》

明けましておめでとうございます。

昨年の今頃、皆さん覚えておいででしょうか。菅前首相が1月7日に緊急事態宣言を出して、それからずっと10月まで断続的にコロナ禍が続いていました。今年も不幸にも年明けからオミクロン株が急拡大し、21日から首都圏始め各地に「まん延防止等重点措置」が拡大・適用されることになり（1月末現在で34都道府県）、東京の風景もここ1～2週間でもかなり変わってくると思います。

去年の菅前首相は7月に東京五輪を控えていましたから、年初に緊急事態宣言を出して、早めにコロナを抑え込もうとしましたが、なかなかうまくいきませんでした。岸田首相も構図は全く同じで、7月10日に参院選を控えていますから、今回の「まん防」も2月末とかなり早めに期限を切って、抑え込もうとしています。しかし、今まさに療原の火のごとく、オミクロン株が広がっていますから、どうなりますか、これが（景気にとっても）一番の心配事です。

ただ、不幸中の幸いで、われわれには去年の経験がありますから、その経験知に基づいて行動できます。特に今の状況は海外とシンクロしていますから、海外を見て、今われわれ、日本はコロナ禍のどのあたりの状況下にいるのか、が分かります。

オミクロン株が最初に出てきたのは南アフリカです。今は収束しています。その後、イギリスがひどかつ



たのですが、そろそろピークアウトしているようです。アメリカはまだ、もう少しかかるかもしれませんが、ちょっとずつピークアウト感が出始めているようにも見えます。

本題にかかわる話ですが、原油市場では昨年10～11月に85ドルをつけた後、次第に下落していましたが、ここにきてまた上がり始めています。これはオミクロン株の早期収束を見越して投機筋が仕掛けているのではないかと見えます。マーケットの動きから見ると、世界経済全般は、コロナ禍による下落一辺倒ではなく、回復への期待が芽生えてきた、とも取れます。昨年と今年の違いで言うと、デルタ株以上にオミクロン株は感染のスピードが速いので、広がるのも早いけれど、収束も早いのかも、と考えられています。

ただ、オミクロンの次の変異株が出てくることもあるので、心配事は尽きません。

資料の1枚目「景気シナリオを考える」をご覧ください。昨年10月1日から緊急事態宣言が多くのごとで解除されたことにより、10～12月にリベンジ消費が起き（民間の前期比伸び率予測では△6.39%）、景気が回復し始めました。「その勢いが今年1～3月期も続き、夏あたりになるとGDPの伸びは日本の潜在成長率である1.5%あたりに近づいていく」というのが昨年末の予測でした。ただ、これはオミクロン株なかりせば、ということで、実際は年明けからオミクロン株が猛威を振るっています。成長率を風船に例えると、膨らみ始めた風船にオミクロンの下押し圧力がかかり、少ししぼんでいる状態です。オミクロン株の沈静化があれば4月あたりから、風船は少しずつ膨らみを取り戻してくるのではないのでしょうか。

オミクロン株沈静化について、ワクチンから考えてみますと、3回目のワクチン接種は、65歳以上は1月初めから、64歳以下でも2月頃から始まると言われています。昨年の経験では、接種率が50%を超えたあたりから感染の連鎖が止まっています。今回、医療従事者等が早い時期にオミクロン株に感染し、ワクチンの効果に疑問が出されたこともあります。彼らは2回目接種が早かったため、抗体が低減しており、感染したのです。海外の研究でも現在のワクチンはオミクロン株にも有効、との判定が出ています。わが国でも3回目ワクチンが行き渡る6月頃までには、現在の感染は収束し、景気も年央にかけて風船が膨らむように回復する、と見えています。

今回のオミクロン株は感染しても“軽症”であるがゆえに、感染者が自覚のないまま、出歩き、市中感染を広げているようです。これを防ぐには“抗原検査”など、検査の徹底を図る必要があると思います。

私の親族は工場を経営しており、取引先の工場・事務所を訪ねる時には“抗原検査”をして、陰性を確認してから出かけています。私もこれに倣って、ネットで検査キットを大量に購入して、講演へ出向く前に検査をしてから出かけています。

経済と現在のコロナ禍を両立させるには国民全員に検査キットを無料で配布して徹底的に調べ、市中感染をあぶりだすことが肝要です。岸田総理は昨年までのコロナ禍対策をなぞっているだけのようなので、どうなりますか。

《製造業に見る株価の動向と企業収益の見通し》

これまでの株価のトレンドを見てみますと、2万9千円をラインに上がったたり下がったりしています。このラインを大きく越えますと、重力に引かれるように下げ始め、2万7千円あたりまでいくと、自律的に上がっていきます。世界がオミクロン株から脱していくと、3万円台にいくでしょうが、そこまではまだ見通せない段階です。

株と経済は密接な関係だと理解されていますが、株式時価総額の産業別構成比と実体経済即ちGDPに占める産業別比率は違っています。

製造業で言えば、東証一部上場企業の時価総額(2021年11月末)割合は55.9%、これに対し、GDP(2020暦年の実質値)の構成比は10.9%に過ぎません。これはGDPはその企業の国内拠点における生産・営業活動を反映しているのに対し、株価はその企業の全世界での売上に対する評価の結果だからです。製造業はグローバル化しており、例えば一番グローバル化が著しいのは加工業である自動車、電機、機械といったセクターです。これらの業種では、国内と海外の売上が半々といったところが多いのです。海外での売上が回復すると国内はまだ振るわなくても株式市場の評価が前向きに上がります。株価は景気の先行指標と言われるゆえん、です。

株価が2万9千円ラインを上下しているのは、まだ海外情勢が足踏み状態程度と評価されているのであり、オミクロン株の(海外での)収束が見て取れば、製造業を中心に株価はずっと上がるはずで、株価が大きく上がって3万円台に定着かも、と思わせたのは一昨年11月です。この年の4～6月期あたりから、中国はコロナ禍からいち早く脱却して景気回復し、中国を中心に東アジア全体にその影響が出てきて、日本の製造業の株価に良い影響を与えたのです。今は中国が減速して、アメリカ、欧州が回復する形で、プラス・マイナス相殺されて持ち合い状態です。オミクロン株が欧米で収束すれば、そこから日本の株価も大きく伸びていくかもしれません。

製造業がこれからも一本調子で回復していくのか、と問われるとまだ複雑なところがあります。

皆さんの中で製造業に携わっている方は痛感していると思いますが、昨年は“モノ不足”でそのことが企業活動を大きく混乱させました。(出荷水準の)統計データで見ると一昨年4～6月期が生産活動が一番落ちましたが、そこから回復し昨年5月から9月まで製造業はもう一度生産活動が落ちました。これは半導体不足によるものでした。

例えば自動車産業はコロナ禍の拡大で、“素材”メーカーに対して中長期的に2020年は注文を抑え気味にする、と控えめな予測を立てていましたが、予想以上に回復が早く車が売れ、半導体の不足感が出始めました。車でもコピー機でもそうですが、半導体が1個でも無ければ、完成品になりません。これがボトルネックになり、工場操業が停止になったりします。

給湯器もそうでした。日本の給湯器大手メーカーの半導体は、ほとんどタイで生産しており、これはデルタ株でしたが、昨年同国の半導体工場がコロナ禍で停止状態になりました。半導体が入らないために給湯器を作ることができず、昨年後半、給湯器が壊れたら新型を入手するには半年待ち、という状況を招きました。トラックも、半導体ではないのですが、中国で生産される「尿素」が電力不足で工場がストップして、入ら

なくなっていました。尿素はトラックの排ガス機器類に使われていますが、昨年は一時期、国内のトラック生産が止まる事態にもなりました。

これと似たような景気への下押し圧力の要因が今年もどこかに潜んでいる気もします。例えば、ニューヨークではオミクロン株の拡大で、病院の医師や看護婦らが感染して働けなくなっている事態が起きており、ある意味、供給力不足で、医療状態がひっ迫していると言われています。また、欧米や日本でオミクロン株が収束しても、ワクチンが行き渡らない東南アジアなどでオミクロン株が広がる可能性もあり、海外の“素材”製造拠点がうまくいかない、ボトルネックを今年も作る可能性もあります。さらに中国。昨年の電力不足で生産活動を落とし、その後、上昇してきたと見られていたのが、ここにきてまた、低迷を続けています。昨年後半の中国は、オンラインに使う機器とその半導体で景気は伸長してきたのに、ここにきて供給過剰感なのか、在庫が積み上がったせい、停滞気味です。

景気の中長期的なトレンドは結構強い、と見ています。企業収益が悪くなると、雇用のリストラが始まり、設備投資の抑制が始まり、景気は下降線をたどります。つまり、企業収益が景気トレンドを決めることとなりますが、資料6枚目の「4. 企業収益と海外動向」のデータをご覧ください。コロナ下でも企業収益は強いんです。6枚目右上に「米(アメリカ)企業利益の推移」を示していますが、アメリカの企業収益は、一昨年4月以降信じられないくらい伸びています。アメリカの企業はこのコロナ下ですごく儲けていたのです。原油高による石油製品の伸長、リモートワークの世界的拡大によるGAFAsの伸び等なのでしょう。日本企業も海外の恩恵に預かって良くなっており、企業収益もそんなに悪くありません。一昨年の2月を底にして、1年後の昨年2月には以前の最も高い水準までに回復。同3月にかけては“モノ不足”で一時落ち込みましたが、10 - 12月期に生産が拡大していますので、(数字はまだ出ていませんが) 企業収益は一層伸びているはず。アメリカほどではありませんが、日本企業の回復力も意外と強かったのです。財務データで見ると人件費を増やさず、つまり固定費を抑制して財務リストラ的なことをやっているせいだと思います。コロナ下でも、日本企業はしたたかに儲けていたのです。

しかし、財務リストラは裏返すと、雇用の抑制、賃金の抑制ですから、岸田首相が唱える「賃金の3%アップ」は果たして可能なのか、という問題が残る、これについては後述します。

《リスク1～物価上昇とモノ不足が続く懸念》

今年の景気他のリスク要因について、お話しします。

一つは物価動向です。昨年、物価上昇ということが久方ぶりに話題になりました。皆さんはインフレの時

代をご存知ですが、今の20～40代はデフレしか知らず、賃金が上がるとか、物価が上がる、ということは経験がありませんでした。

この物価が上がる、ということが今年も引き続きあるかもしれません。原油高から昨年11月にはバイデン大統領が「政府備蓄の放出」を始めましたが、あまり効果はないと思います。原油高はオミクロン株と連動しており、オミクロン株が収束すると、おそらく100ドル近くまでいくのではないのでしょうか。私自身は物価が上がる一方、賃金はなお上がらずに景気後退局面を迎えるスタグフレーションになりはしないかと戦々恐々としています。

インフレは単に生活コストが上がるとか石油製品が上がるとか、だけではなく、企業の営業活動に大きな影響があります。先にお話したように私の親族が経営する工場は、自動車向けのプラスチック製品の供給を主にやっています。昨年は自動車工場の取引先と「在庫を積み上げる」話をしたのだそうです。自動車工場と言えば、在庫を持たない「カンバン方式」が有名ですが、今は“素材”の在庫が切れたら車ができないので、カンバン方式はとっていない、のだそうです。そればかりか、“素材”確保のために、小さな取引工場まで回って、在庫を積むようにしているということでした。今は少し落ち着いていますが、各業種で“モノ”が足りない、流通で奪い合うような現象が、今年一杯続くことと思います。インフレ経済というのは需要が強いだけでなく、供給が足りないという側面もあり、各事業者を苦しめることとなります。

《リスク2～米中対立 その1. 半導体戦争》

もう一つの大きなリスク要因は米中対立です。

今の米中対立は武器こそ取らないもののかつての「冷戦」になりつつあります。双方とも、資源を止めるとかテクノロジーを取り合うといった“経済安保”に走っており、今や半導体市場が主戦場です。トランプ前大統領の頃から、アメリカの製品を中国に売らない、ということが始まっています。2018年に「ZTE」という中国の通信機器メーカーがアメリカ製の半導体を使っているということで、トランプはその半導体の禁輸措置を出し、同社の事業は停滞しました。次に狙ったのが中国の大手通信機器メーカー「ファーウェイ」。ところが同社は禁輸措置に微動だにしませんでした。そのわけは、同社の通信機器は国際分業で行われており、ファーウェイ本体は半導体の独自開発だけで、実際の設計は子会社の「ハイシリコン」が行い、それを台湾の半導体製造メーカー「TSMC」に製造を委託していたのです。アメリカの禁輸措置は台湾にまでは及んでいませんでした。そこでトランプは「最終製品が中国向けの場合は禁輸する」とTSMCに告げ、ファーウェイはかなり窮地に陥りました。

バイデン大統領が就任すると、今度は中国内にあるサプライチェーンを外してアメリカ国内に持つことにしました。彼はしたたかで国民向けには「バイ・アメリカン」といって自国製品を買うことを進め、そ

の半面で、韓国や台湾などの工場を中国から外してアメリカに誘導し始めました。経済安保を盾に工場誘致をしているようなものです。

半導体製造で現在世界で一番競争力を持っているのは、このTSMCを始めとする台湾の企業で、世界の56%のシェアを持っています。その中でもTSMCの技術は病原菌のウイルス並みの5ナノの細さの配線までできるのだそうです。アメリカはアリゾナに同社の工場誘致をしており、こうした形でサプライチェーンを中国本土から遠ざけようとしています。最近のニュースによれば、日本でも同社がソニーと合併で24年稼働を目指して工場建設を始めるのだそうです。総工費800億円のうち半額を日本政府が出す破格な条件です。ただ、この工場は最細で22～28ナノの配線だそうで、同社としては3番手、4番手の工場です。

この辺の事情は日経新聞編集委員の太田泰彦記者が書かれた『2030 半導体の地政学』（日本経済新聞出版社刊）に詳しく、皆さんにお勧めです。

《リスク2～米中対立 その2.台湾有事は》

中国は（一つの中国の原則から台湾は中国、とみなしており）、この台湾を自国に取り込めば、半導体の包囲網を突破できると考えています。

今、アジアに詳しい人たちは今年の世界のリスクとして、中国の台湾への軍事侵攻の危険性を上げていますが、中国自身は（表面上は）軍事侵攻は言っていません。昨年7月1日の「中国共産党創立100周年記念式典」で習近平主席は「台湾問題を解決し、二つの祖国から一つの祖国へ完全な統一を実現する」と言っています。

日本にとっても今年の日中国交回復50年の節目の年に当たります。岸田首相は（外国では経済政策より外交で有名です）日中関係をどう仕切り直すのでしょうか。外相は「日中友好議員連盟」前会長の林芳正さんですし、政府の手腕が注目されるどころです。

（基本的には）1972年の国交回復時の「日中共同声明」では「台湾が平和的に中華人民共和国に統一されるのであれば、日本は当然これを受け入れる」とうたっています。これを裏返して読むと「日本は台湾有事は認めない」となります。

内閣参与の元外務官僚、宮家邦彦さん（現キャノングローバル戦略研究所研究主幹）は著書の中で「中国の台湾進攻はアメリカとの戦争を引き起こし、双方とも損失ばかり負う愚策」と言い、その可能性を否定しています。そして「米中双方が妥協して現状維持でいきながらも、どちらかが強硬になれば一方が我慢する」といったことになりそう、とも語っています。例えば1996年に台湾で独立派が強くなり、中国が台湾海峡にミサイルを撃ち込む事件がありました。その時アメリカは太平洋の空母部隊を派遣・威圧して中国を黙らせました。この時はアメリカは軍事的パワーで勝ちました。

それ以前の1958年には中国は金門島を砲撃したことがありました。（※注・以来21年間にわたって定期

的に砲撃は続けられ、79年に停止された）。中国大陸に極めて近いこの金門島は台湾の領土なので、同様の馬祖列島を含め、中国が占領すれば、アメリカは（あまりにも中国大陸近くのため）手を出せない、したがって中国は威信を高めることができる、というシナリオもあり得ると語っています。

習近平主席はこの秋には自ら3期目を目指す、5年に1度の党大会を控えていますし、バイデン大統領も11月に中間選挙がありますから、台湾をめぐる神経質で緊迫した情勢になるでしょう。世界経済やマーケットにとって、大きなリスクシナリオです。

《岸田首相の経済政策》

国内に話を戻します。

岸田首相は7月に参院選を控えて、感染収束と経済回復は是非にでもやりたいのです。「まん防」も2月中の期限にして、早めの収束を狙っていますが、うまくいくかどうかは分かりません。

今、国会で審議中の22年度予算で、様々な経済対策を打っていますが、中味はあまり景気刺激的とは言えません。例えば飲食店など事業者向けの追加給付に2.8兆円、時短要請を含めれば6.5兆円も積んでいます。これらは補助的政策に過ぎず景気拡大にはつながらないでしょう。また、18歳以下の子供がいる世帯へ一人10万円支給も1.9兆円に達します。私のように財政再建を願う人間から見れば、子供のためにといいながら、これでは今の子供たちに借金を負わせるので倒錯した政策に見えます。

経済対策の中で成功を願うのは、賃上げです。

財務リストラで企業の収益が上がっている、と先ほど申しましたが、企業が利益を抱えているだけでは景気は良くなりません。今回の物価上昇で痛感したのは、日本は価格転嫁をしない国だということです。アメリカでは、例えば半導体不足で新車がすぐには買えないので中古車市場が活況を呈しています。中古車屋さんが値段をどんどん上げていきますが、それでも売れています。アメリカではこのように、欲しいと思われたものはどんどん値上げされます。この値上げは企業収益にはものすごくプラスで、先ほどアメリカの企業収益がV字回復したグラフをお見せしましたが、あれは価格転嫁がうまくいっていることの結果でもあります。

日本では価格転嫁が容易にできないので、企業収益の伸びは限定的です。インフレは株価にはプラス、という話がありますが、あれは（素材の）物価が上がれば企業収益が上がって、その企業の評価が高くなる、ということなのです。

日本で価格転嫁ができないのは、一つには社会の高齢化、もう一つは勤労者の賃金が上がらないからです。勤労者の賃金が上がると価格転嫁はやりやすくなります。その意味で、岸田首相が法人税減税を見合いにしながら企業に賃上げをしてもらおうとする政策は、デフレ構造に挑戦する、安倍流でもなく、菅流でもなく

独自の戦略と言えます。その賃上げ促進税制は簡単に言うと、企業が賃上げをすると40%を上限に法人税がキャッシュバックされる、というものです。

ただ、果たしてうまくいくかどうか。岸田さんに近い大企業は応じるところはあっても中小企業はこのインセンティブでは反応せず、賃上げしないと思います。多くの中小企業に聞いて回りましたが、「賃上げしません」というところばかりで、「税制（改正）だけでは賃上げできません」という意見でした。

確かにこの賃上げ促進のルールには、もっと工夫が必要です。

わが国では勤労者の7割が中小企業の従業員です。大企業がすべてこの促進税制で賃上げしても恩恵を受けるのは勤労者の3割だけです。中小企業の賃上げこそ重要になるのですが、中小企業は赤字のところが多く、なかなか利益を出せていないので、この制度は使いつらいのです。

私も霞が関のお役人との懇談で「赤字企業でも黒字化した時に法人税がバックされるようにキャリアオーバーしたら、どうか」とか「法人税は20%上限の課税だが、この上限を取り払ったらいかがか」等、アイデアを話しましたが、そうした意見は通りません。中小企業の多くは、来期に利益を出せるかどうか見通せず、もし来期に利益を出せないと賃上げしても法人税の還元は受けられないこととなります。先行きリスクが大き過ぎるのです。

過去の賃上げの推移を見ても（とグラフを示しながら）、長期政権の安倍元首相の時でさえ、定期昇給の1.8%を超える賃上げを果たしたのは2017～19年の2%（定昇を除いたベースアップ率は0.2%）が最高です。岸田首相は3%超（ベア率1.2%超）の賃上げを求めているのです。3月に大手の春闘があり、賃上げ回答が出そろいますが、政府目標に届くにはかなり難しく、賃上げの旗を振る岸田首相は7月参院選では苦戦しそうな気がします。

《雇用と消費》

結局、日本の景気動向は賃上げに依存するのではなく、雇用と消費が大きく作用すると思います。雇用はコロナ禍との関連が強く、就業者数はコロナ禍がひどかった20年5月に一度大きく落ち込み、その後はコロナ前ほどではないにしても徐々に拡大し、コロナ禍がひどくなるとやや落ち込み、下火になると拡大、というパターンを繰り返しています。今年前半はオミクロン株の広がり収束に雇用は支配されることと思います。

雇用で中長期的に問題になるのは、人手不足です。政府はコロナ下で企業の人員リストラが表面化しないように、雇用調整助成金で売上の減少に応じて人件費をサポートしています。イギリスなどでは、これを高く評価し、政策に取り入れられています。こうした助成制度には負の側面もあります。

昨年わが国では企業倒産が少なくなりました。売上が減少した企業に対し、無利子無担保で金を貸し付け

る「ゼロゼロ融資」が広く行われたためでした。ただ、これにより不健全な経営で、倒産してもおかしくない企業まで、延命しています。その結果、人手が欲しいという企業に「人」が回っていかず、不況なのに人手不足となっています。さらに、コロナによる外国人の入国規制で、これまで外国人労働者に依存していた飲食店などは、人手が足りません。

これら政府によるセーフティーネットは、コロナ収束を見通せるようになったら、速やかに停止するなどの措置が必要でしょう。

また、消費ですがコロナ禍以降、勤労者世帯の消費性向は去年は▲5.1%と大きく落ち込みました。その後、少しずつ回復していますが、コロナ禍以前の水準までは達しておらず、コロナ禍が広がるとまた落ち込むことを繰り返しており、今年もオミクロン株の早期収束にかかっています。

《今後の成長戦略～デジタル戦略と温暖化対策》

わが国にとって、今夏の参院選後には経済対策をリニューアルして、成長戦略に取り組むことが重要です。

昨年の自民党総裁選では成長戦略を問われ、各候補とも「グリーン戦略」「デジタル戦略」等を口にしていましたが、いずれも全体的に具体性を欠くふわっとしたもののばかりでした。これは安倍政権以来そうであって、岸田首相も明確なものを示し得ていない、と思います。

私個人としては、「デジタル戦略」としては、海外向けへモノを売ることをもっと盛んにしたらいかかなと思います。今、わが国のネット通販（電子商取引＝EC）は23兆円に達し、「スーパー＋百貨店」の売上より大きくなっています。アメリカでは「アマゾンエフェクト」といって、ネット通販に大きくシフトして大型のショッピングモールが閉鎖に追い込まれていることが、問題になっています。日本ではまだそんな事態を招いていませんが、ネット通販が国内だけを対象にしていると、同様にスーパーや小売店の売上を食い荒らすだけのことになりかねません。そこで、発想を変えて、ネット通販は海外をターゲットにしたらどうでしょうか。これは「越境EC」と言います。レジュメ13枚目右下の「越境ECの市場拡大」のグラフをご覧ください。ここで注目すべきは「日本→中国（日本から中国に向けて売る商品）」は2020年で1.95兆円に達しています。これまでインバウンドの爆買いと言われた過去最高額1.77兆円を超えているのです。コロナ禍前にインバウンドで潤っていた小売業がほぼネット通販に移行したと見られます。1.95兆円の中身を見ると一目瞭然で、売れ筋の1位が化粧品、2位食料品、3位日用品となっています。中国人が日本にきて爆買いしていったものが上位を占めています。もともと中国はネットで買うインフラが整っています。国内に7つの保税区のエリアがあり、そこに倉庫を持っていれば製品に課税されない仕組みになっています。中国のネット通販の最大手「アリババ」の経営者、ジャック・マーも経営の主要な柱の一つにこの越

境 EC を上げています。

製造業が日本から中国へ進出すると現地法人を作ったり、従業員を雇うなどコストがかなりかかりますが、非製造業のネット通販は日本に居ながら商売ができ、現地にはせいぜい保税區に倉庫を作るくらいで済みます。手数料も例えばアリババで2%に設定しており、低コストで中国市場に参入できる強みがあります。

最後に「温暖化・脱炭素化」問題です。これらの「グリーン産業」は成長が見込めますが、成長産業になるまで、いくつか問題があります。

菅前首相が掲げた「2030年までにCO₂を2013年度比46%削減する」ことはかなり大胆に脱炭素を進めないと達成できません。一つにはカーボンプライシングの導入があります。現状はCO₂1トン当たり289円の温暖化対策税を取ろうという構想ですが、世界銀行は4000円程度の課税案を提示しています。また、電源構成の問題もあります。再生エネルギーを拡充するためには、2012年7月に始めた固定価格買い取り制度の全面的改定が必要でしょう。脱炭素の有力手、原発の取り扱いも大きな課題です。廃炉を進めつつ新型に入れ替えるとすれば、「脱原発」の将来像は描きにくいでしょう。また、ガソリン車を全面的にEV車に入れ替えると、電力が現在よりかなり必要になります。火力以外の再生エネルギーにするのか、それとも

前述のように“国民の反発が強い”原発にするのでしょうか。

解決すべき問題が山積しています。これらの課題を整理しないことには、「グリーン産業」を成長産業として育成することはできないでしょう。

《まとめ》

これまでの話をまとめますと、今年の景気は基本的には回復傾向にありますが、年前半のオミクロン株が下押し圧力になります。どのくらいの期間で収束させることができるかが、ポイントになります。海外では南アやイギリスでは少し収束感を見せているので、製造業は国内の回復より先に海外の回復で恩恵を受けることでしょう。企業収益はかなり良い見込みですが、原油高によるインフレリスクが出てきます。米中の貿易摩擦、半導体をめぐる、或いは台湾をめぐる問題が景気の攪乱要因になることでしょう。国内的には感染収束を遂げた後、岸田首相は賃上げを一生懸命やることによって、求心力を高めたいと考えていますが、賃上げは安倍元首相でもできず、容易ではありません。7月以降、岸田首相が政治的フリーハンドを持った後、グリーン戦略やデジタル戦略といった成長戦略について、もっと中身を詰めた政策が問われることになると思います。

(文責 清水 光雄)

第564回研修見学会

2022年1月6日

谷中七福神めぐり

新年恒例の七福神めぐりは、昨年は新型コロナ感染者が増加して首都圏に翌日から緊急事態宣言が発出されることとなり急遽中止したため2年ぶりの開催となりました。今年のコースは昨年実施できなかった「谷中七福神めぐり」を選択しました。

当日の最高気温が3℃以下で午後からは雪との予報が出るなか、集合時刻の9時50分までにJR田端駅北口改札外に集合した人は21名。この冬一番の寒さとオミクロン株感染の拡大もあって、急遽取りやめた方もあり例年の3分の1の参加者となりました。

七福神めぐりとして江戸で最も古い歴史があるという「谷中七福神めぐり」は人気のコースで毎年、改札口周辺はそれとわかる団体客の集団で密になるのですが、今年はまばらでした。

予定より早く10時前にスタート、まずは『福祿寿』が祀られている「東覚寺」に向かいました。福祿寿は「人望」を表し、「財運招福・健康長寿・立身出世・招徳人望」等にご利益があると言われています。また東覚寺門前にある赤紙仁王「石造金剛力士像」は、自分の身体の悪いところがあれば、仁王像の同じ箇所にも赤紙を貼ると病気が治ると信仰されており、当日も仁王像は全身赤紙でくるまれました。裏の庭園にある



東覚寺（福祿寿）門前の赤紙仁王

金ぴかの福祿寿にもお参りしました。

ここからは狭い路地に入り込み、江戸時代中頃から「日暮らしの里」と呼ばれ、四季折々の自然・花樹を楽しめ、当時は高台からは富士山も望めて「富士見坂」の名が残る地にある、共に「花見寺」と呼ばれる「青雲寺」と「修性（しゅうしょう）院」へと進みました。青雲寺には『恵比寿』が祀られています。恵比寿は七福神の中で唯一の日本由来の神様ですが「正直」を表し、「商売繁盛・五穀豊穰・漁業豊漁・航海安全」等

にご利益があると
 言われています。
 修性院には『布袋
 尊』が祀られてい
 ます。布袋尊は「大
 量」を表し、「笑
 門福来・千客万来
 ・家運隆盛・家庭
 円満」等にご利益
 があると言われて
 います。修性院を
 囲む塀には数多く
 の布袋尊が色鮮や
 かにユーモラスに
 描かれていて楽し
 むことができました
 。また本堂に祀ら
 れている“日ぐらし
 の布袋”と呼ば
 れている布袋尊の
 大きさにも驚かさ
 れました。



修性院・布袋尊



長安寺・寿老人

しばらく歩き
 続けて「谷中銀
 座」の通りへ出
 ました。「夕や
 けだんだん」を
 上り、「朝倉彫
 塑館」の前を通
 り過ぎ『寿老人』
 が祀られている
 「長安寺」へ入
 りました。寿老
 人は「長寿」を
 表し、「幸福長寿・
 延命長寿・諸病
 平癒・福德知恵」
 等にご利益があ
 るとされています。
 本堂に入って左
 手の上の棚にあ
 る鹿を連れた寿
 老人の古い像が
 印象に残りまし
 た。ここに葬ら
 れている明治初
 期の日本画家・
 狩野芳崖の墓前
 にも手を合わせ
 て次へ向かいま
 した。
 谷中霊園の中を
 通り『毘沙門天』
 が祀られている
 「天王寺」へ。この頃
 から間欠的に空
 から雪が降って

きた寒さが一段と増した感じがしました。そのためか、同寺五重塔跡地の横にあるトイレへ駆け込む人も多くいました。毘沙門天は多聞天とも称され、「威光」を表し、「武道成就・降魔厄除・家内安全・勝運財運」等にご利益があると言われています。ここ天王寺では江戸時代には「富くじ」が興行され、目黒の瀧泉寺(りゅうせんじ)、湯島天神とともに江戸三富と呼ばれ賑わっていたそうです。

次はここからは『大黒天』が祀られている「護国院」をめざしました。今回参加された方はみなさん健脚で、予定した時間より進行が早く時間調整のため、途中の上野桜木交差点にある明治末期から昭和の末期まで谷中で営業していてこの地に移築したという「旧吉田屋酒店」に立ち寄りしました。店内には当時使用した道具類も展示されており、当時の商家の特徴をよく伝えていました。大黒天は「富財」を表し、「財運福德・出世開運・五穀豊穰・子孫繁栄」等にご利益があると言われています。徳川三代将軍家光が贈った秘仏の大黒天画像があるというここ護国院の境内で参加者の集合写真を撮影しました。

写真撮影の後、いよいよ最後の七福神、七福神の中では唯一の女神である『弁財天』が祀られている「不忍池弁天堂」に向かって歩き出しました。このコースでは七福神間の距離が最も長いところです。しかし皆さんの歩みの速度は衰えることなく予定の時刻より30分以上早く正午前に一人の落伍者も出すことなくゴールの不忍池弁天堂に到着しました。弁財天は「愛敬」を表し、「恋愛成就・諸芸上達・学業成就・福德施与」等にご利益があると言われています。

発覚してから2年経過してもコロナ感染が収まらず、予め皆さんにお知らせしていましたが、今年は終了後の新年恒例の懇親会は中止せざるを得ませんでした。最後に今年もみんなに多くの“福”が授かることを祈念して正午過ぎ解散しました。解散後には本格的に雪が降り始め翌日にかけて積雪となりました。絶妙の実施日・実施時間の設定でした。

発覚してから2年経過してもコロナ感染が収まらず、予め皆さんにお知らせしていましたが、今年は終了後の新年恒例の懇親会は中止せざるを得ませんでした。最後に今年もみんなに多くの“福”が授かることを祈念して正午過ぎ解散しました。解散後には本格的に雪が降り始め翌日にかけて積雪となりました。絶妙の実施日・実施時間の設定でした。

(飯盛 孝夫)



護国院 (大黒天) 前で記念撮影

第35回合同展

1月16日(日)～20日(木)

文京シビックセンター1階ギャラリーで開催

1月16日(日)～20日(木)に文京シビックセンター1階ギャラリー(展示室1)で「第35回合同展」が開催されました。

オミクロン感染者の増加傾向が懸念される中で開催が始まり、無事に終了して作品の搬出が完了した翌日に「まん延防止」が発令されるという綱渡りのな合同

展になりました。それでも昨年の「緊急事態宣言」再発令の直後(1月7日発令、合同展は10日～14日)というタイミングで極めてさびしい会になったことに比べると、出品点数は約2.2倍、来場者は約2.5倍というまずまず順調な展示会となりました。

1) 出品者と点数(カッコ内は昨年)

	出品者数		作品点数	
写真の部	15名	(0名)	29点	(0点)
写真・俳句コラボの部(写真)	2名	(3名)	8点	(10点)
(俳句)	6名	(6名)	11点	(11点)
俳句の部	3名	(3名)	4点	(4点)
絵画の部	9名	(5名)	25点	(10点)
合計	35名	(17名)	77点	(35点)

2) 来場者数(カッコ内は昨年)

1日目	59名	(20名)
2日目	53名	(22名)
3日目	96名	(33名)
4日目	46名	(24名)
5日目	69名	(29名)
合計	323名	(128名)



松田先生、合地先生の講評に聞き入る



初日には画友会の松田茂先生の、最終日には写友会の合地清晃先生の講評が行われました。

今回のトピックとしては、本郷4丁目にお住まいの写真を職業とされている方から、本郷3丁目の当会とは近隣でもあり写友会に入会したいとお申し出がありました(会の趣旨をお伝えしてお断りしました)。また来場者の中には気に入った作品の写真を撮影しても良いかとおっしゃる方が何人もおられました

(城戸崎 雅崇)

《画友会》 松田先生とモデルさんを囲んで

画友会では年間4回モデルさんの写生(ヌード2回、着衣2回)を行うのが通例になっています。人物写生は静物画や風景画に比べて、どこかおかしな点があればすぐわかるので難しいのですが、デッサンの基礎を学ぶには最適であるとされています。着衣の絵を描く場合にも、まずヌードの姿を下絵に描いてから、その上に衣装を着せていくというやり方が望ましいと言われます。さらにヌードを描く時にはその人体の骨格や筋肉を想定して描くことが推奨され、美術学校には美術解剖学という科目があります。

美術解剖学を含めて人物デッサンの描き方についてはたくさんの入門書があります。読むだけでも面白いのですが、描いてみるともっと楽しいと思います。皆さんも画友会で人物写生に挑戦してみませんか。(城戸崎 雅崇)



2021年12月撮影



句遊会

一月詠草

兼題：松の内、冬の月、当季雑詠

松の内和服着こみてごろ寝かな 石原 克己

初日の出棋力向上祈願する 川田 勝美

防犯のパトの拍子木寒の月 佐藤 政夫

凍月を射貫くが如き八坂の塔 森 邦彦

裸木となりてなるほどさるすべり 城戸崎雅崇

初釜や松風を聴く四畳半 大仲 正敏

きらきらとつぶらな瞳お年玉 中山 知祐

冬火花カウントダウンの汽笛消す 安井 正浩

勉強嫌な孫の将来初日の出 眞田 宗興

画友会

「秋の目黒川」

山本 直幸



(水彩F8号)

沿道の桜で有名な目黒川ですが、シーズンを過ぎれば人の行き通いも少なく、愛犬の好きな散歩道となります

事務局通信



◆行事報告

第193回理事会	事務局	1	出席者
1月20日(木)10:00~12:00	オンライン	13	
会報委員会			
1月14日(金)10:00~12:00	文京区民センター	8	
広報委員会			
1月13日(木)14:00~15:00	事務局	1	
	オンライン	6	

◇一般部会

第782回講演会	学士会館	33	出席者
1月18日(火)13:00~15:00	オンライン	70	

講師 第一生命経済研究所(株)首席エコノミスト 熊野英生氏

演題 2022年の日本経済の展望

*本講演のYouTube配信は終了しました

第564回研修見学会

1月6日(木)	谷中七福神めぐり	20
---------	----------	----

◇監査部会

第344回監査セミナー	事務局	3	出席者
1月26日(水)14:00~16:30	オンライン	85	

講師 プロティビティLLC シニアマネージングディレクタ 公認会計士 神林比洋雄氏

テーマ 激変する経営環境下における三様監査 ~新たなリスクアプローチ監査の連携

*メルマガNo334(1.28発行)にHPからのURL視聴案内があります

要録は「第643号」(4月1日発行)に掲載します

21年度第7回監査基礎講座	オンライン	48	出席者
1月27日(木)14:00~17:00	オンライン	48	

第92回スタディグループ分科会

コーディネータ 王子エンジニアリング(株)常勤監査役 田島 洋氏

発表者

リーダー (株)リアルゲイト常勤監査役 木内有子氏
日本ユニシス(株)常勤監査役 寺西裕二氏
(株)ユボ・コーポレーション常勤監査役 羽尾 務氏

王子コンテナ(株)常勤監査役 水田穰治氏
テーマ 初めての監査役～私はこれから始めた～

21年度第5回会計基礎講座	事務局	2	
1月19日(水)14:00~17:00	オンライン	39	

講師 元菱電商事(株)常勤監査役 大屋俊治氏
テーマ 決算と法規制

—会社法における会社規定を中心にして—

第256回監査実務研究会	オンライン	44	出席者
1月20日(木)14:00~17:00	オンライン	44	

問題提起者 元稲畑産業(株)監査役 森本親治氏
コーディネータ キオクシアホールディングス(株)常勤監査役 森田 功氏

テーマ ガバナンスの実効性を左右する経営者、社外取締役、監査役等、内部監査、外部監査人のプロファイリング考察

第105回監査技術ゼミ	オンライン	69	出席者
1月31日(月)14:00~17:00	オンライン	69	

講師 プロアクト法律事務所弁護士 竹内 朗氏
テーマ “経営と現場との断絶”を克服する内部統制の構築に監査役はどう関わるか?

◇生涯学習部会

第35回合同展(人数は出品者数)	文京シビック展示室	35	出席者
1月16日(日)~20日(木)	文京シビック展示室	35	

句遊会 例会			
1月7日(金)13:00~15:00	菱友会会議室	7	

写友会 例会			
1月12日(水)13:30~17:00	オンライン	19	

画友会 講評			
1月16日(日)14:00~	ギャラリーシビック	8	

楽友会 例会			
1月27日(木)13:00~15:30	オンライン	18	

棋友会 例会			
1月25日(火)13:00~17:00	六甲クラブ	中止	

◇同好会

楽器演奏同好会			
1月8日(土)14:30~17:00	横浜練習会場	9	

エッセイクラブ			
1月12日(水)11:30~14:00	如水会館	5	

江戸文化研究会(人数は一般参加者を含む)			
1月15日(土)11:00~15:30	国立劇場	43	

◆会員・会友異動

(新入会員)

○市川加代子 (株)AGMW 監査役

会 員	会 友	計
201	141	342

2022年1月末現在

編集後記

☆オミクロン株、この号が皆さんの目に触れる3月初めには収束期を見通せるようになっていたら、いいのですが。3回目のワクチン接種、効果はかなりのようで、先行接種した知人の医者は「接種前70だった中和抗体量が、2週間後には12,500に増えていた」と話していました。☆年明け恒例の熊野先生の「2022年の景気見通し」も「オミクロン株の動向が景気を左右する」とのこと。デルタ株が収まった昨年10~12月期は各企業ともアメリカほどではないにしても、しっかりと企業収益を確保していたそうです。各社のたくましさを感じるとともに、財務リストラも要因の一つと聞かされると、先生おっしゃる通り岸田首相が掲げる「3%賃上げは難しい、かな」と複雑な心境です。☆この講演会もそうですが、「まん防」適用前に、見事に実施された当会行事があと二つ。一つは研修見学会「谷中七福神めぐり」。2年ぶりの七福神めぐりで、しかも1月7日午前中の時間帯だったため、午後からの大雪も避け得ました。ラッキーというより、見事な日時・時間設定でした。1月16日から開かれた「合同展」も「まん防」適用前日の20日に終了し、出品点数も来場者も今年の2倍を越したそうです。各会の運営委員の方々、お疲れ様&有難うございました。☆12月の監査セミナーは早稲田の尾崎先生の「監査とは？」と当会の本質にも係わる大命題。例年のごとく、熱い語り口でしたが、結論の「監査役が任務として行っていることが監査なのだ」には、ホッとさせられました。(清水 光雄)